

業務規程【電子債権決済サービス用】の一部改定について<新旧対照表>

(下線部変更箇所)

| 現 行 | 改 定 後 |
|---|--|
| <p>第2条 (定義) 本業務規程において使用する用語は、電子記録債権法（平成19年法律第102号）（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(20) (省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第2条 (定義) 本業務規程において使用する用語は、電子記録債権法（平成19年法律第102号）（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(20) (省略)</p> <p><u>(21)「でんさいネット」とは、株式会社全銀電子債権ネットワークをいう。</u></p> <p><u>(22)「特定記録機関変更記録」とは、当社を变更前電子債権記録機関、でんさいネットを变更后電子債権記録機関とする記録機関変更記録をいう。</u></p> |
| <p>第5条 (記録の禁止)</p> <p>1 当社は、次に掲げる事項に係る記録を行わないものとする。</p> <p>(1) 質権設定記録 (2) 分割記録（譲渡記録、支払等記録、強制執行等記録とともにするものを除く。） (3) <u>記録機関変更記録</u></p> <p>2 当社は、発生記録において、法第16条第2項第15号に掲げる事項として、前項各号に掲げる電子記録をしない旨を記録する。</p> | <p>第5条 (記録の禁止)</p> <p>1 当社は、次に掲げる事項に係る記録を行わないものとする。</p> <p>(1) 質権設定記録 (2) 分割記録（譲渡記録、支払等記録、強制執行等記録とともにするものを除く。） (3) <u>特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録</u></p> <p>2 当社は、発生記録において、法第16条第2項第15号に掲げる事項として、前項各号に掲げる電子記録をしない旨を記録する。</p> |
| <p>第6条 (発生記録)</p> <p>1～3 (省略) (新設)</p> | <p>第6条 (発生記録)</p> <p>1～3 (省略)</p> <p><u>4 当社は、発生記録の請求に当たって営業日以外の日が法第16条第1項第2号の支払期日として提供された場合には、その翌営業日が支払期日として提供されたものとみなして発生記録を行うものとする。</u></p> |
| <p>第9条 (保証記録)</p> <p>1 当社は、保証記録において、次に掲げる事項に係る記録を行わないものとする。</p> <p>(1) 電子記録保証に係る債務を主たる債務とする保証記録 (2) 特別求償権に係る債務を主たる債務とする保証記録</p> <p>2 当社は、保証記録において、法第32条第2項に掲げる事項のうち、次に掲げる事項以外の記録を行わないものとする。</p> <p>(1) 法第32条第2項第5号 (新設)</p> | <p>第9条 (保証記録)</p> <p>1 当社は、保証記録において、次に掲げる事項に係る記録を行わないものとする。</p> <p>(1) 電子記録保証に係る債務を主たる債務とする保証記録 (2) 特別求償権に係る債務を主たる債務とする保証記録</p> <p>2 当社は、保証記録において、法第32条第2項に掲げる事項のうち、次に掲げる事項以外の記録を行わないものとする。</p> <p>(1) 法第32条第2項第5号</p> <p><u>3 当社は、発生記録において、法第16条第2項第15号に掲げる事項として、保証記録において第1項各号に掲げる事項を記録しない旨を記録する。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>第9条の2 (特定記録機関変更記録)</u></p> <p><u>1 当社は、法第47条の3第2項各号に掲げる場合のほか、特定記録機関変更記録の請求の内容が細則に定める条件に合致しない場合には、当該請求を受け付けないものとする。</u></p> |

| | |
|---|---|
| | <p>2 <u>当社は、法第 47 条の 3 第 5 項の規定による変更後記録機関に対する通知を、電磁的方法（法第 88 条第 4 号に規定する電磁的方法をいう。）により行うものとする。</u></p> |
| <p>附則 （施行期日） 第 1 条 本業務規程は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。 附則 （施行期日） 本業務規程の平成 24 年 8 月付変更は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。 附則 （施行期日） 本業務規程の平成 25 年 7 月付変更は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。 附則 （施行期日） 本業務規程の平成 29 年 4 月付変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> | <p>附則 （施行期日） 第 1 条 本業務規程は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。 附則 （施行期日） 本業務規程の平成 24 年 8 月付変更は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。 附則 （施行期日） 本業務規程の平成 25 年 7 月付変更は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。 附則 （施行期日） 本業務規程の平成 29 年 4 月付変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 <u>（施行期日）</u> <u>本業務規程の令和元年 7 月付変更は、令和元年 7 月 8 日から施行する。</u></p> |